

経営なんでも相談会

～経営上のあらゆるお悩みの相談
に対応します！～

- ◆開催日 平成29年9月14日(木)
11:00～16:45
- ◆会場 養父市商工会 本所 2階相談室
- ◆相談時間 1回 1時間程度とさせていただきます。
- ◆相談員 兵庫県よろず支援拠点相談員
- ◆申込 支援課まで

＜今後のセミナー開催予定＞

- ★ 9月 製造現場改善生産性向上「5S」セミナー
 - ★ 10月 地域工務店集客アップセミナー
 - ★ 11月 整理整頓セミナー
 - ★ 12月 消費税増税対応セミナー
- ※ 詳細等については、決定後開催日前に別途ご案内させていただきます。

ご注意ください！

最近、但馬管内において業者がいきなり事業者を訪問し、「消火器と火災報知機の点検です」と言うので、いつもの点検だと思い依頼したところ、後になり高額な費用を請求されたとの情報提供がありました。同様の訪問があった場合消費者センターにご相談ください。

＜酒類販売管理研修の義務化について＞

酒税法等の一部改正にともない、平成29年6月より酒類の小売販売場ごとに「酒類販売管理者」を選任し、当該坂類販売管理者は販売管理研修を受講するとともに、研修の受講実績等を記載した標識を店内に掲示することが義務付けられました。

違反した場合には、「罰則」の対象となり、「免許取消」となる場合がありますので、ご注意ください。

知って役立つ！使ってトクする！ 税制改正

- ◆中小企業経営強化税制の創設・・・中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得し、指定事業の用に供した場合、即時償却または税額控除を選択適用することができます。
- ◆固定資産税特例の拡充・・・中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得した場合、固定資産税が3年間にわたって1/2に軽減されます。
※中小企業等経営強化法の認定がなくても、活用できる税制
「中小企業投資促進税制」、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」
- ◆地域未来投資促進税制の創設・・・地域の強みを活かして地域活性化に貢献する先進的な事業について、工場・店舗や機械等を導入した場合、特別償却または税額控除が選択適用できます
- ◆中小企業向け研究開発税制の拡充・・・試験研究費(原材料費・人件費・委託費・経費など)の最大17%を法人税から控除できます。
- ◆所得拡大促進税制の拡充・・・従業員の給与を一定の要件で増やした場合、最大で増加額の22%を法人税から控除できます。

＜ ※詳しくは、商工会までお問合せください。 ＞

お問い合わせは下記、商工会までご連絡下さい。

養父市商工会 養父市八鹿町八鹿1672
TEL 079-662-7127 FAX 079-662-7207
ホームページ <http://www.yabusci.or.jp>

※FAXレター ご不要の方、
メールをご希望の方は
ご連絡ください。